

【協議事項2】第5期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計について

1 第5期介護保険事業計画策定に当たっての留意点について（国から示された第5期介護保険事業計画の基本的な考え方及び位置づけ） 【参考資料1参照】

- 第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた基本的な考え方に基づき、平成26年度までの目標達成に向けて、継続的かつ着実に取り組むことで、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となる。
- 一方で、今後、認知症を有する高齢者の数が更に増加すると見込まれることに加え、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、各自治体において高齢化のピークを迎える時期までに地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、優先的に取り組むべき事項（重点記載事項）を地域の実情に応じて選択し、計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点となる。

2 第5期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計の手順について

① 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計



② 要支援・要介護認定者数の推計



③ 施設・居住系サービス利用者数の推計



④ 特定施設入居者生活介護サービス利用者数の推計



⑤ 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用対象者数の推計



⑥ 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用者数の推計



⑦ その他のサービス量(居宅介護支援, 介護予防支援, 福祉用具購入, 住宅改修等)の見込み

3 介護サービス量の推計に関する留意点について

- 先日の各ワーキンググループにおいては、第4期計画策定時のワークシート(介護サービス量等を見込むための計算表)を用いて介護サービス量の推計をお示ししましたが、その後、国から第5期計画策定に係るワークシートが配布されたため、再集計を行いました。
- 第5期ワークシートにおいては、第4期ワークシートからの変更点があり、この結果、前回お示ししたものと推計値に変動がありましたが、先日お示した推計値から、大きな変化はありませんでした。
- なお、第5期ワークシートにおいては、最終的に平成22年10月及び平成23年10月の実績を基に推計することとなっており、今回お示しする数値は暫定のものです。

4 高齢者人口（第1号被保険者数）の推移及び今後の推計

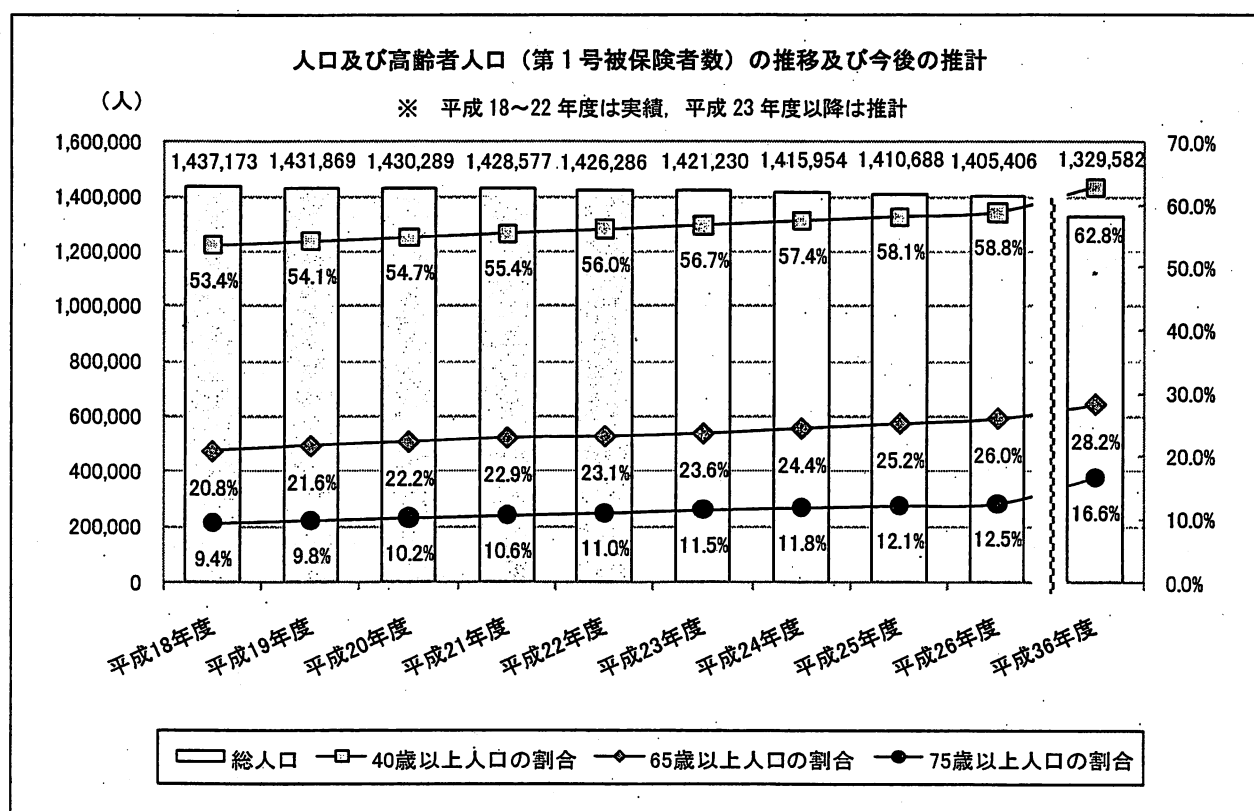
- 平成36年度までの高齢者人口（第1号被保険者数）について、住民基本台帳及び外国人登録の推移から推計を行いました。
- その結果、平成26年度における高齢者人口（第1号被保険者数）は、364,851人となり、第4期策定時の見込み（359,734人）よりも5,117人（1.42%）増となる見込みです。

【高齢者人口（第1号被保険者数）の推移及び今後の推計】

		実績値					推計値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	36年度
第1号被保険者数(人)	第4期計画	-	-	-	325,429	332,998	340,567	348,136	354,519	359,734	-
	実績及び 第5期見込み	298,749	308,939	317,860	326,479	329,480	334,975	344,934	354,894	364,851	374,604
	65～74歳	163,975	168,585	172,142	175,262	172,949	172,120	177,819	183,518	189,217	153,958
	75歳以上	134,774	140,354	145,718	151,217	156,531	162,855	167,115	171,376	175,634	220,646
	75歳以上が占める割合	45.1%	45.4%	45.8%	46.3%	47.5%	48.6%	48.4%	48.3%	48.1%	58.9%
	高齢化率	20.8%	21.6%	22.2%	22.9%	23.1%	23.6%	24.4%	25.2%	26.0%	28.2%

注：「実績及び第5期見込み」の平成18～22年度は実績、平成23年度以降（太字）は推計である。

資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課



資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

5 要支援・要介護認定者数の推移及び今後の推計

- 要支援・要介護認定者数の推計は、平成21年4月及び10月に要介護認定の見直しが実施されたことを考慮し、その影響が平準化された平成22年10月から平成23年6月の動向を基に算出しました。
- その結果、平成26年度の要支援・要介護認定者数の推計は72,275人となり、第4期計画策定時の見込み(68,313人)よりも3,962人(5.80%)増となる見込みです。
- また、高齢者人口(第1号被保険者数)に占める要支援・要介護認定者数の割合(出現率)は、19.40%(平成26年度)となり、第4期計画値(同18.59%)と比較し、0.81ポイントの増となる見込みです。
- なお、要支援・要介護認定者数の推計に当たっては、各市町村における介護予防事業の実績を踏まえて現状分析を行い、要支援・要介護認定者数の改善割合等を推計するための計算表(以下「介護予防ワークシート」といいます。)を活用することとされています。先日、国から介護予防ワークシートの配布がありましたが、使用方法の詳細について国に確認中であり、今回の推計に当たっては、これを用いた推計は行っておりません。
今後、活用方法等について検討を行ったうえで、推計に反映させてまいります。

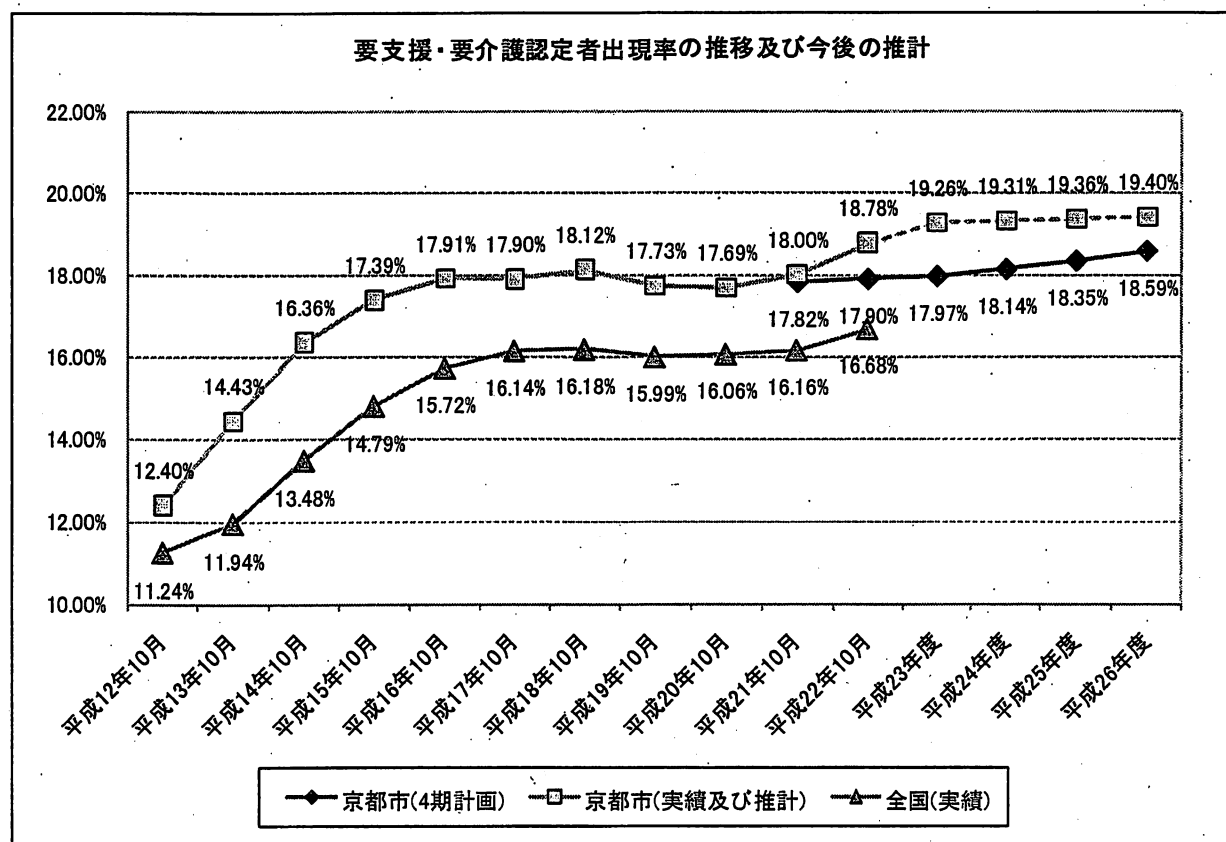
【要支援・要介護認定者数の推移及び今後の推計】

		実績値					推計値			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全体(人)	第4期計画値	-	-	-	59,460	61,062	62,653	64,615	66,510	68,313
	実績及び 第5期見込み	55,595	56,229	57,680	60,192	63,363	66,012	68,099	70,186	72,275
	要支援1	2,863	4,022	4,310	5,199	7,266	8,000	8,226	8,453	8,679
	要支援2	4,026	8,045	9,312	9,971	9,252	9,434	9,700	9,965	10,231
	要介護1	16,920	9,568	8,323	8,561	9,360	9,816	10,119	10,421	10,724
	要介護2	10,463	11,839	12,352	12,182	12,754	13,314	13,738	14,163	14,588
	要介護3	8,477	9,143	9,524	9,651	9,839	10,143	10,487	10,831	11,175
	要介護4	7,075	7,502	7,830	8,079	8,046	8,142	8,424	8,705	8,987
	要介護5	5,771	6,110	6,029	6,549	6,846	7,163	7,405	7,648	7,891
出現率	第4期計画値	-	-	-	17.82%	17.90%	17.97%	18.14%	18.35%	18.59%
	実績及び 第5期見込み	18.12%	17.73%	17.69%	18.00%	18.78%	19.26%	19.31%	19.36%	19.40%

注1:「実績及び第5期見込み」の平成18～22年度は実績、平成23年度以降(太字)は推計である。

注2:平成18年度の要介護1には経過的要介護(旧要支援)を含む

資料:京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課



資料:京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

6 施設・居住系サービスの利用者数の推計

(1) 国から第5期介護保険事業計画策定に当たって示されている基本的な指針

【参考資料1 参照】

- 第4期計画策定に当たって国から示された介護保険施設及び介護専用型居住系サービスの利用割合に係る参酌標準（要介護2以上の要介護認定者数に対する介護保険施設及び介護専用型居住系サービスの利用割合を平成26年度において37%以下とする）については、平成22年10月の改正告示により撤廃され、第5期計画策定に当たっては示されない。
- 介護療養病床から介護保険施設等への転換分の取扱いについては、廃止猶予の期間が平成29年度末まで延長されることに伴い、第4期計画の取扱いを継続する。
 - ・ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、一般の介護保険施設等とは別のサービス類型として一体的に取り扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数は設定しないものとする。
 - ・ この結果、医療療養病床からの転換分については、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は生じない。
 - ・ また、平成24年度以降、介護療養型医療施設の新設は認められない。
 - ・ 介護療養病床から介護保険施設等への転換分については、サービス種別ごと、年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数に含めないこととする。
 - ・ この結果、介護療養型医療施設からの転換分については、必要定員総数の超過を理由とする指定等の拒否は生じない。

(2) 施設・居住系サービスの利用者数の推計に当たって考慮が必要な点について

① 平成26年度における高齢者人口（第1号被保険者数）について

平成26年度における高齢者人口（第1号被保険者数）は、第4期計画策定時における見込みよりも5,117人（1.42%）増となる見込みです。

	第4期計画策定時	第5期推計	第4期と第5期の差
第1号被保険者数 (平成26年度)	359,734	364,851	5,117

資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

② 平成26年度における要支援・要介護認定者数について

平成26年度における要支援・要介護認定者数は、第4期計画策定時における見込みよりも3,962人(5.80%)増となる見込みです。

		第4期計画策定時	第5期推計	第4期と第5期の差
平成26年度	要支援1	5,525	8,679	3,154
	要支援2	13,982	10,231	△3,751
	要介護1	7,811	10,724	2,913
	要介護2	13,241	14,588	1,347
	要介護3	11,445	11,175	△270
	要介護4	9,596	8,987	△609
	要介護5	6,713	7,891	1,178
合 計		68,313	72,275	3,962

資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

③ 施設・居住系サービスの整備状況の政令指定都市比較について

本市は、介護療養型医療施設の床数が政令指定都市で最も多い等、施設サービスについては、基盤整備が進んでいますが、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等）については、床数が少なくなっています。

④ 施設・居住系サービスの見込みが本市介護保険事業計画に与える影響について

施設・居住系サービスの利用見込みは、保険給付費と第1号被保険者の保険料の設定及び基盤整備の目標設定に大きな影響を与えることになります。

【施設・居住系サービス別給付費】

		1人当たり給付費(A) (平成22年10月実績)	第1号被保険者の保険料 月額への影響額 ※1
施設	介護老人福祉施設	262,068 円 + 32,670 円	17.1 円 + 2.13 円
	介護老人保健施設	273,904 円 + 24,569 円	17.9 円 + 1.60 円
	介護療養型医療施設	376,520 円 + 24,085 円	24.6 円 + 1.57 円
居住系	認知症対応型共同生活介護	259,082 円	16.9 円
	特定施設入居者生活介護	177,172 円	11.6 円
(参考) 居宅	【参考1】居宅サービス平均 ※2	98,082 円	6.4 円
	【参考2】(上記再掲) 小規模多機能型居宅介護	193,484 円	12.6 円

※3

※1 利用者100名の給付費が第1号被保険者の保険料に与える影響額を算定。

見込み給付費＝各サービスの1人当たり給付費(A)×100名

影響額＝見込み給付費×第1号保険料の負担割合(21%)÷第1号被保険者数÷収納率

※2 全居宅サービスの給付費を全居宅サービスの利用者数で除したもの

※3 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の1人当たりの給付費は、利用料＋補足給付(平均額)。

資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

⑤ 今後の介護保険料と介護サービスのあり方（保険料に係る被保険者の意向）

今後の介護保険サービスの水準と、それを実現するために必要な介護保険料の負担について、国及び本市において調査を行いました（国調査：「介護保険制度に係る国民の皆様からの意見募集」平成22年2～3月実施、本市調査：高齢社会対策実態調査「すこやかアンケート」平成23年2月実施）。

その結果、いずれの調査においても、現行の介護保険サービス水準を維持し、保険料の上昇をできるかぎり抑制することを望む回答が最も多い結果となりました。【参考資料2参照】

⑥ 介護療養病床の廃止期限延長の影響について

介護療養病床については、平成24年3月末をもって廃止することとされ、これを前提として、第4期介護保険事業計画を策定しましたが、先般の介護保険法の改正において、廃止期限が平成30年3月末まで延長されたことから、この影響を見込んで利用者数を推計する必要があります。

⑦ 本市の財政状況について

本市の財政基盤の脆弱性や今後の財政収支の見通しの厳しさを踏まえて京都市財政改革有識者会議から行われた提言（平成22年10月）においては、「京都市の福祉の特徴の分析、財政負担への影響も考慮したうえで、福祉の考え方と将来の方向性をしっかりと議論し、長期的な課題解決の視点を示すことが重要である」とされています。

(3) 第5期介護保険事業計画策定に当たっての施設・居住系サービス見込みに係る基本的な考え方(案)について

① 第4期計画と連続性のある計画とする。

- 第5期介護保険事業計画の最終年度には、第3期計画策定時に長期的な視点に立ち、目標年度として掲げた平成26年度に到達します。当該計画は、目標年度に向けての中間的な位置づけであった第4期計画から連続性のある計画として、平成26年度目標の達成に向けて策定します。
- 施設・居住系サービスの利用量の見込みに当たっては、第4期計画策定時の考え方を踏襲した上で、以下の項目を勘案して補正を行います。

② 地域包括ケアの理念を実現していく計画とする。

- 要介護度が重くなっていったとしても、できるかぎり生活の場を変えずに、高齢者が自ら選択した場所で介護サービスを受け続けられるようにすることが求められています。地域包括ケアの理念においては、在宅サービス優先の原則の下、在宅生活の限界を引き上げることが目標とされており、第5期計画期間はその端緒期となりますが、同期間中に地域包括ケア体制が確立するものではありません。
- 具体的には、第5期計画期間中に施設・居住系サービスから居宅サービスへ明らかに需要が移行すると見込むのは時期尚早であり、高齢者人口(第1号被保険者数)及び要支援・要介護認定者数の増が今後も長期的に続くことを鑑みて、第5期計画期間においては、第4期と同程度の割合の施設・居住系サービスの利用量を見込む必要があると考えます。
- 施設・居住系サービスの基盤整備に当たっては、地域包括ケアの原則として掲げられた「住み慣れた地域や住居での生活の継続」を実現できるよう、広域型の大規模施設よりも、小規模で地域に根ざしたサービスを積極的に推進していきます。
- そのため、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)や認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備に重点を置きます。

③ 認知症対策の推進を行う計画とする。

- 今後の認知症高齢者の増加への対応は喫緊の課題であり、政令市比較においても基盤整備が遅れている現状を踏まえ、認知症対応型共同生活介護サービスの整備を強力に進めていく必要があります。

④ 療養病床再編の延長を踏まえた計画とする。

- 今般の介護保険法改正により、介護療養病床の廃止期限が平成24年3月末から6年間延長され、平成30年3月末までとされたことによる影響を踏まえた計画策定を行います。

(4) 施設・居住系サービスの平成26年度の利用者数の見込み(案)について

○ 施設・居住系の各サービス種別について、平成26年度における利用者数の推計を下表のとおり行いました。

○ この結果、介護保険施設・介護専用型居住系サービスの利用者数は、14,852人、介護専用型以外の居住系サービスの利用者数は1,106人となり、合計で15,958人となる見込みです。これは高齢者人口の約4.37%に相当し、第4期計画の見込みにおける割合(約4.08%)よりも高くなっています。

その主な要因は、介護療養病床の廃止期限延長による介護療養型医療施設と介護療養型老人保健施設の利用者数見込みの増減であり、両施設を除いて高齢者人口(第1号被保険者数)に占める割合を比較すると第4期と第5期で同程度(約3.68%)となります。

○ また、要介護2以上の認定者数に対する介護保険施設及び介護専用型居住系サービスの利用者数の割合は34.83%となり、第4期計画の見込みにおける割合(32.81%)よりも高くなっています。

施設・居住系サービスの平成26年度の利用者数の見込み(案)

サービス種別	第5期計画における推計(案)		【参考】第4期計画における推計	
	利用者数の推計方法	利用者数	利用者数の推計方法	利用者数
① 介護老人福祉施設 (地域密着型を含む)	要介護3から5の認定者数の概ね21%	5,891人	要介護3から5の認定者数の概ね21%	5,828人
介護老人保健施設	—	3,915人	—	5,371人
② (再掲) 従来型 介護老人保健施設	要介護2から5の認定者数の概ね9%	3,838人	要介護2から5の認定者数の概ね9%	3,915人
③ (再掲) 介護療 養型老人保健施設	現状の利用者数に現時点で把握している転換意向を加味した利用者数	77人	京都府地域ケア確保推進指針に基づき推計	1,456人
④ 介護療養型医療施設	現状の利用者数に現時点で把握している転換意向を加味した利用者数	2,444人	平成23年度末廃止	0人
⑤ 認知症対応型共同 生活介護	要介護2及び3の認定者数の概ね6%	1,700人	要介護2及び3の認定者数の概ね5%	1,387人
⑥ 介護専用型特定施設 (地域密着型を含む)	要介護2及び3の認定者数の概ね3%	902人	要介護2及び3の認定者数の概ね3%	864人
施設・介護専用型 居住系サービス合計 (①～⑥合計)	—	14,852人	—	13,450人
要介護2以上の認定 者数に占める割合	—	34.83%	—	32.81%
⑦ 混合型特定施設	要支援1から要介護2の認定者数の概ね2%	1,106人	要支援1から要介護2の認定者数の概ね3%	1,227人
施設・居住系サービス 合計(①～⑦合計)	—	15,958人	—	14,677人
高齢者人口に占める 割合	—	4.37%	—	4.08%
(③④を除いた場合)	—	(3.68%)	—	(3.68%)

(5) 第5期計画期間における施設・居住系サービスの利用者数（案）について

(4) において見込んだ平成26年度の施設・居住系サービスの利用者数見込みを基に、第5期計画期間の各年度の施設・居住系サービスの利用者数を下表のとおり見込みました。

	サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設サービス	介護保険施設利用者数	11,078	11,654	12,250
	①介護老人福祉施設	5,111	5,441	5,891
	介護老人保健施設	3,523	3,769	3,915
	②（うち従来型介護老人保健施設）	(3,446)	(3,692)	(3,838)
	③（うち介護療養型老人保健施設）	(77)	(77)	(77)
	④介護療養型医療施設	2,444	2,444	2,444
	第1号被保険者数に占める割合	3.21%	3.28%	3.36%
居住系サービス	介護専用型居住系サービスの利用者数	1,760	2,170	2,602
	⑤認知症対応型共同生活介護	1,227	1,453	1,700
	⑥介護専用型特定施設	533	717	902
	第1号被保険者数に占める割合	0.51%	0.61%	0.71%
	⑦混合型特定施設	926	1,014	1,106
施設・居住系サービス利用者数の合計		13,764	14,838	15,958
第1号被保険者数に占める割合		3.99%	4.18%	4.37%
(参考)	介護保険施設及び居住系サービス （⑦混合型特定施設は除く）利用者数	12,838	13,824	14,852
	要介護2～5に占める割合	32.05%	33.43%	34.83%

7 標準的居宅サービス、標準的地域密着型サービス及びその他のサービスの利用対象者数並びに利用者数の推計について

(1) 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用者数の推計方法について

標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用者数の推計は、① 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用対象者の推計を行い、② これらのうち、実際にサービスを利用する方の割合を乗じて算出します。

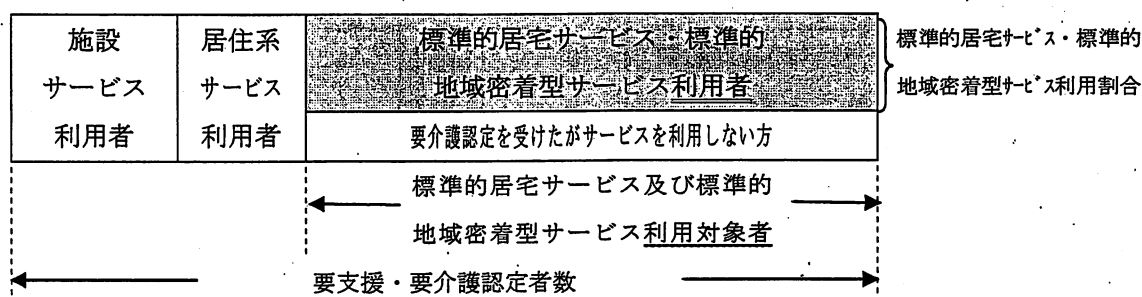
〔標準的居宅サービス〕

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与

〔標準的地域密着型サービス〕

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護、第5期から創設される新サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）

※ 各サービスには介護予防も含む（ただし、夜間対応型訪問介護を除く）



① 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用対象者の推計

$$\text{標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用対象者} = \text{要支援・要介護認定者数} - \text{施設サービス利用者数} - \text{居住系サービス利用者数}$$

② 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用者数の推計

$$\text{標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用者数} = \text{標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用対象者} \times \text{居宅サービス利用割合}$$

【標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用割合（実績）】

（要支援・要介護認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用する方の割合※）

※ 施設・居住系サービス利用者を除く

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
20年度	55.6%	64.2%	75.0%	83.2%	81.6%	75.9%	63.9%	73.3%
21年度	52.7%	67.2%	74.5%	84.3%	82.4%	75.3%	64.6%	73.4%
22年度	56.0%	66.6%	73.5%	83.8%	81.7%	73.9%	63.6%	72.5%

資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

(2) 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービスの利用量の推計の方法及び基本的な考え方（案）

- 標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービスの利用割合（施設・居住系サービス利用者を除く要支援・要介護認定者に占める、これらのサービスの利用者の割合）は、近時の動向が安定していることから、第5期中についても、平成22年度実績と同水準で推移するものとして見込みます。
- 各サービスの利用量については、サービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、国から配布された「介護給付等対象サービスの見込量の推計手順」（サービス量を見込むための計算表。以下「見込み量ワークシート」といいます。）を用いて推計を行います。
- 推計は、基本的に、見込み量ワークシートにサービス種別毎にこれまでの利用実績等を反映して行います。
- ただし、短期入所生活介護サービス及び小規模多機能型居宅介護サービスについては、第5期中に基盤整備をどの程度進めることが可能かを考慮して、利用量の推計を行います。とりわけ、小規模多機能型居宅介護サービスは、地域包括ケアを支える重要な介護サービス基盤の一角を担うものとの認識を持ち、整備促進を図る必要があると考えます。
- 第5期から創設される新サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）については、国からは、類似サービスの事業量等を総合的に勘案した上で、市町村の政策判断により、適切に見込むこととのガイダンスがありました。
- 本市としては、第5期中に基盤整備をどの程度進めることが可能かを考慮して、利用量の推計を行います。

【標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービス利用対象者数及び利用者数（推計）】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①要支援・要介護認定者数		68,099	70,186	72,275
②施設・居住系サービス利用者数		12,838	13,824	14,852
③特定施設(自立者も入居可能)		926	1,014	1,106
④居宅サービス利用対象者数 ①－(②＋③)		54,335	55,348	56,317
⑤標準的居宅サービス利用者数		39,888	41,356	42,824
④×利用割合	介護給付	28,881	30,048	31,214
	予防給付	11,007	11,309	11,611

※ 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

【標準的居宅サービス及び標準的地域密着型サービスの各サービスの利用量（推計）】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	介護サービス	訪問介護	2,822,507 回	2,912,603 回	3,002,698 回
		訪問入浴介護	61,256 回	63,640 回	66,024 回
		訪問看護	309,626 回	319,768 回	329,911 回
		訪問リハビリ	211,449 回	218,225 回	225,002 回
		居宅療養管理指導	70,325 人	72,621 人	74,918 人
		通所介護	1,370,346 回	1,406,388 回	1,442,430 回
		通所リハビリ	562,409 回	577,114 回	591,819 回
		短期入所生活介護	279,819 日	291,826 日	305,014 日
		短期入所療養介護	89,823 日	93,007 日	96,190 日
		福祉用具貸与	209,253 人	215,598 人	221,943 人
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	6,779 人	7,006 人	7,233 人
		認知症対応型通所介護	71,927 回	74,398 回	76,869 回
		小規模多機能型居宅介護	8,824 人	11,072 人	13,320 人
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	400 人	800 人	1,200 人
		複合型サービス	228 人	456 人	684 人
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問介護	82,742 人	85,217 人	87,691 人
		介護予防訪問入浴介護	26 回	27 回	27 回
		介護予防訪問看護	7,118 回	7,265 回	7,411 回
		介護予防訪問リハビリ	6,809 回	6,978 回	7,148 回
		介護予防居宅療養管理指導	3,396 人	3,492 人	3,588 人
		介護予防通所介護	35,533 人	36,554 人	37,575 人
		介護予防通所リハビリ	9,216 人	9,481 人	9,745 人
		介護予防短期入所生活介護	2,004 日	2,112 日	2,156 日
		介護予防短期入所療養介護	135 日	138 日	140 日
		介護予防福祉用具貸与	37,242 人	38,256 人	39,271 人
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	63 回	65 回	68 回
		介護予防小規模多機能型居宅介護	96 人	120 人	144 人

注：1年間の利用量

(3) その他のサービス量（居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具購入）の見込みについて

【その他のサービスの利用量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	居宅介護支援	346,584 人	360,576 人	374,556 人
	特定福祉用具販売	6,080 人	6,304 人	6,528 人
	住宅改修	5,076 人	5,256 人	5,436 人
予防給付	介護予防支援	132,084 人	135,708 人	139,332 人
	特定福祉用具販売	1,920 人	1,980 人	2,040 人
	住宅改修	2,896 人	2,984 人	3,072 人

注：1年間の利用量

第 5 期介護保険事業計画の基本指針（案）について

＜基本的な考え方＞

■ 第 3 期計画以降は、「地域包括ケア」の考え方にに基づき、中期的な視点で各種取組を行っていただいているところであり、引き続き、第 3 期、第 4 期計画の延長線上に位置づけられる第 5 期計画の取組に当たっては、第 3 期計画策定時に定めた平成 26 年度までの目標達成に向けて、また、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要。

※1 第 5 期計画は、第 3 期計画において設定した平成 26 年度の目標に至る最終段階としての位置付け。
(第 3 期：平成 18 年度～20 年度 第 4 期：平成 21 年度～23 年度 第 5 期：平成 24 年度～26 年度)

※2 地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの 5 つのサービスを一体化して提供していく考え方。

■ 一方で、今後、①認知症を有する高齢者の数は更に増加すると見込まれることに加え、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、第 5 期計画では地域の実情に応じて、

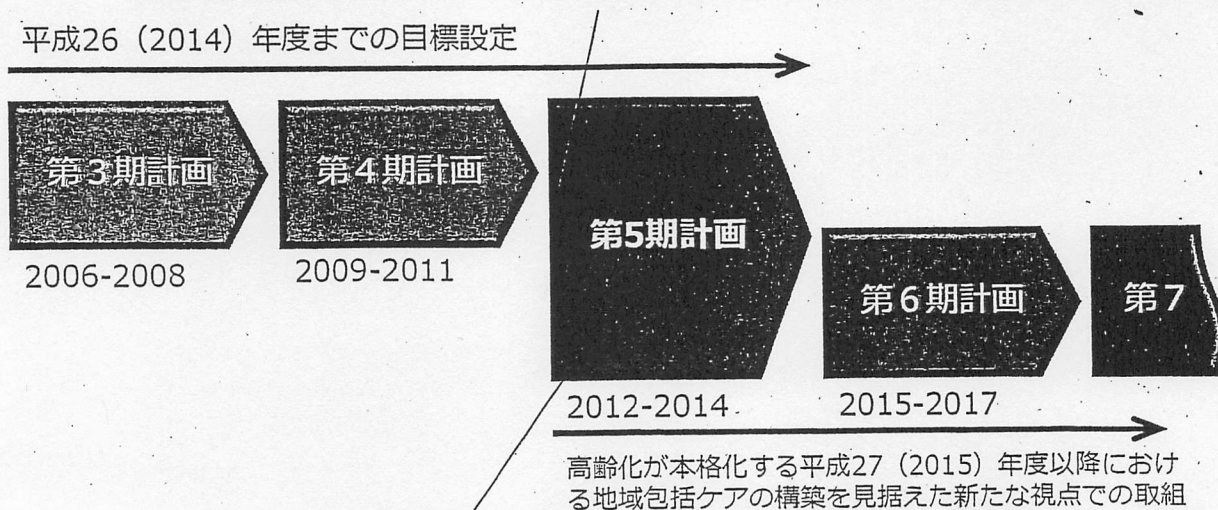
- ・認知症支援策の充実、
- ・医療との連携、
- ・高齢者の居住に係る連携、
- ・生活支援サービス

といった優先的に取り組むべき事項（以下「重点記載事項」という。）について計画に記載していくことが重要であり、重点記載事項を計画に位置づけるよう検討していただきたいと考えている。

※3 重点記載事項を計画に位置付けて計画の記載内容の充実強化を図るに際しては、医療や住宅等、市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携が重要。

第 5 期介護保険事業計画の位置づけ（イメージ）

第 5 期計画は、第 3 期、第 4 期計画の延長線上に位置づけられ、第 3 期計画策定時に定めた平成 26 年度までの目標を達成する仕上げの計画となる。



一方で、第 5 期計画は、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して第 5 期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点となる。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の主な改正内容について（案）

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）作成のための基本的な指針を示すもの。
 - ※ 今回の改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）作成のための基本指針の一部改正。

○ 第5期計画の策定に際して、今回改正を予定している主な内容は以下のとおり。

※ 本資料は関係者の準備に資するため、現時点での案をお示しするものであり、今後文言等の内容変更があり得るものである。

【基本的事項】

■ 基本的理念等

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯に対する生活支援の留意

■ 介護給付等対象サービスの在り方に関する目標

- ・ いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える2015年からその5年後、10年後である2020年、2025年頃、或いは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを達成することも念頭において目標を設定

【市町村介護保険事業計画】

■ 要介護者等の実態の把握

- ・ 日常生活圏域ニーズ調査（当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査）の実施

■ 居住に関する事項を定める計画との調和

■ 基本構想との調和規定の削除

■ 介護給付等対象サービスの量の見込み及び見込量確保のための方策

- ・ 新サービス（①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②複合型サービス）の追加
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の公募指定の仕組みの活用等

■ 包括的支援事業の委託に当たっての実施方針の明示

■ 今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加（任意）

- ① 認知症支援策の充実
- ② 医療との連携
- ③ 高齢者の居住に係る連携
- ④ 生活支援サービス

■ 地域支援事業に要する費用の額並びに量の見込み及び見込量確保のための方策

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の追加（多様な人材や社会資源の有効活用）

■ 記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更

- ・ 義務記載事項（サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用定員）
- ・ 任意記載事項（サービス見込み量の確保方策等）

【都道府県介護保険事業支援計画】

■従事者の確保又は資質の向上に資する事業

- ・従事者の確保や資質の向上に関して、広域自治体として都道府県の果たすべき役割は大きいことから、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関する必要な施策に取り組むこと。

■居住に関する事項を定める計画(高齢者居住安定確保計画)との調和

■財政安定化基金の取崩しに関する事項

- ・財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額(市町村への交付分及び国への納付分を除く。)を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

■記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更

- ・義務記載事項(サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用(入所)定員)
- ・任意記載事項(従事者の確保又は資質の向上に資する事業等)

その他

■東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定

東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体における第5期計画の策定については、この指針にかかわらず、実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこと

(参考) 第5期の介護療養病床から介護保険施設等への転換分の取扱い(案)

◆廃止猶予の期間が平成29年度末に延長されることに伴い、療養病床に係る4期計画の取扱を継続する。

医療療養病床からの転換分

- 医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、一般の介護保険施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込むが、「必要定員総数」は設定しないものとする。
※平成24年度以降、介護療養型医療施設の新設は認められない。
- この結果、医療療養病床からの転換分については、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は生じないことになる。

介護療養型医療施設からの転換分

- 介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分については、サービス種別ごと、年度ごとのサービス量は見込むが、「必要定員総数」に含めないこととする。
- この結果、介護療養型医療施設からの転換分については、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は生じないことになる。

